

■利用（サービス）料金について（契約書第6条第1項関係）

利用者は、サービスの対価として下記に定める利用料金をもとに計算された自己負担額を、事業者にお支払いいただきます。

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金・各種利用料金（下表参照）の1割額（所得状況により2割額）が自己負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用額は、全額自己負担となります。
- ② 下表は基礎となる時間は、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画に定められた標準的に必要が見込まれる所要時間です。

料金表

基本料金および自己負担金					
区分	基本料金 (月額)	自己負担額 (月額)	区分	基本料金 (月額)	自己負担額(月 額)
要介護1	103,200円	10,320円	要支援1	34,030円	3,403円
要介護2	151,670円	15,167円	要支援2	68,770円	6,877円
要介護3	220,620円	22,062円			
要介護4	243,500円	24,350円			
要介護5	268,490円	26,849円			
ご利用により加算される料金					
初期加算	30円× 所定の日数	初回利用時および病院等への入院が30日を超えた際の利用再開時			
認知症加算Ⅰ	800円	主治医意見書で認知症判定がⅢ以上の方			
認知症加算Ⅱ	500円	主治医意見書で認知症判定がⅡで要介護2の方			
看護職員配置加算Ⅰ(介護のみ)	900円	*事業所の体制により、どちらか一方			
看護職員配置加算Ⅱ(介護のみ)	700円				
サービス提供体制加算Ⅱ	350円				
総合マネジメント体制強化加算	1,000円				
その他の利用料金					
介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)	上記の料金月額(各加算を算定後)に10.2%を乗じた金額。なお、本加算は、区分支給限度額の算定対象外です。				
○食事の提供に要する費用 利用者に提供する食事等の材料にかかる費用。				朝食 200円、昼食 400円、 夕食 400円、おやつ 100円	
○宿泊に関する費用 利用者が宿泊する際にかかる費用				1泊 2,500円	
○日常生活上必要となる諸費 日常生活に要する費用で利用者に負担いただくのが適当であるものにかかる費用。				実費負担	
○複写物の交付費・個別利用の材料費等 利用者の希望により個別に提供されるサービスにかかる費用				実費負担	

注1

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が、介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合も償還払いとなります。更に、居宅サービス計画等の変更をしないままの、サービス利用の大幅な変更についても、償還払いの取り扱いとなる場合があります。

また、償還払いとなる場合は、利用者が市長村窓口へ保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

■利用（サービス）料金お支払い方法（契約書第6条第3項関係）

基本料金・各種利用料金の通所介護利用料の自己負担額（その他の費用の額含む。）について、毎月20日までに前月分の請求をします。次の方法のうち1つをお選びいただき、お支払い下さい。

支払いの方法 を選択します。	①金融口座振込	毎月25日（土日祝祭日の場合は、その直後の金融機関営業日）までに山形村社協振込指定口座へ振込みいただきます（手数料自己負担）。 山形村社協振込指定口座 松本ハイランド農協山形支所（普通）6076491
	②金融口座自動引き落とし	毎月27日（土日祝祭日の場合は、その直後の金融機関営業日）に、ご指定の口座から引き落とします。（※前日26日までに同口座に利用料金をご準備下さい）。なお、別途自動引き落としのための手続きをさせていただきます。
	③現金払い	山形村社協事務局にお支払いいただきます。 （この場合は、詳細を別途協議させていただきます。）

小規模多機能型居宅介護契約書に関わる別紙事項は、上記のとおりです。

事業者 所在地 長野県東筑摩郡山形村 4520 番地 1
法人名 社会福祉法人 山形村社会福祉協議会
代表者 会長 中村 一博

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者 氏 名 印

〔代理人〕 氏 名 印